



浅間山

せんげんやま



令和4年度 No.9

可児市立東可児中学校

令和4年12月26日発行

人権教育について

【じん-けん（人権）】人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利。

日本では、昭和24年から毎年、「世界人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と設定しています。また、岐阜県では、平成18年度から毎年、全公立学校において、「ひびきあいの日」を設定し、様々な取組を通じて人権教育が行われます。本校においても、

- *国語科では、説明文や物語文に内包される言葉から人の心の動きや言葉そのものが持つ力を感じ取り、また目的をもって相手に伝わるようにまとめ表現する力を身に付けています。
- *社会科では、社会は人々が互いに協力し、時には争いながら作られてきたことへの理解、更には、民主的社會を構成する者として果たすべき責務に対する理解を図っています。
- *多数決やじゃんけんが決まらない数学科では、人間の気持ちや思いなどが一切存在しない世界の中で、独りよがりでない誰もが認める論理を創り出す方法や考えの進め方を身に付けています。

など、各教科において、人権に対する理解、人権尊重の重要性や必要性、人権を守るための見方や考え方を学んでいます。一方、当然のことながら、「日常生活での実践行動」についても深く見詰め、考えていかなければいけません。自分たちが過ごす教室や学校において、人権が尊重され、安心して生活できる支持的風土（例えば、思いやりを大切にする、いじめや暴力を許さない、また、相手を非難・中傷しないなど）を創りださなければいけません。そこで、本校独自に、

- ・「大丈夫。あなたならならでできる。」「ありがとね。」等、学校・家庭・地域で交わした人との温もりや絆が滲み出た「あったかい言葉」が、渡り廊下を飾っています（通年）。
- ・「人権集会」（12月9日）では、情報モラル教育研究所代表の上水流先生を講師として招聘し Society5.0 時代に自他の人権を守り抜くために必要なこととして、「慢心的利用管理を変革すること」「我慢は解決にならないこと」について学びました。
- ・「思いやりウィーク」（12月12日～19日）では、相手の立場に立って物事を考えること、私たちの生活はたくさんの人に支えられて成り立っていること、感謝を相手に伝えていくことが人権を尊重し、人間関係を醸成する上で肝要であることを確認しました。
- ・生徒会執行部を起点としながら、熟議・合意形成・意思決定の過程を経て、自分たちの活動を支えるものの見方や考え方、目指すべき東可児中生としての生き方等を模索しながら、「未来の笑顔に繋げるための」東可児中学校共生宣言」を策定します（12月26日）。

など、各教科以外の教育活動においても、色々な角度から人権に光を当て学んでいます。ある生徒がこんな手記を残しています。

学校には十人十色、様々な性格、考えを持っている人がいます。自分と違うのは当たり前です。私が理想とする学校は、様々な考えを尊重し合い、認め合える学校です。また一人一人が、自分と仲間の考えの違いをマイナスに捉えるのではなく、プラスに捉えてどんどん自分の考えを広めていける生徒でありたいです。考えが違って否定せず、そんな考えがあるんだと自分の考えをさらに深め、多様性を認め合える学校にしていきたいです。

生徒の手記には、「物事に対する真摯な気持ち」「全てを丸ごと受け止める心」「自分自身の生き方への問い掛け」「守るべき正義」「誰にも同じ生きる価値があることの自覚」「互いに認め合い、励まし合い、高め合う仲間関係を創ることへの志」等、人権尊重に対する強い思いが込められています。

学校での学び、そして、胸襟を開いた挨拶等で地域の皆様が伝え続けてくださる「共生の心」こそが、「人権尊重の輪が広がった、温かい社会」を実現する大きな力になると信じています。と同時に、私たち教師集団は、全ての活動において、学校・家庭・地域と軌を一にした人権教育をより一層工夫・展開していかなければいけないと強く思いました。

御家庭におかれましても、情報モラルも含めた「人権尊重」について考えるきっかけにいただければ幸いです。